

情報ネット



日日時または日 **期**期間 **時**時間 **場**場所 **内**内容 **講**講師 **対**対象・対象者 **定**定員・定数 **費**費用（記載なしは無料） **持**持ち物、服装など **出**出演
任任期 **選**選考 **額**支給額・謝礼 **申**要申し込み **E**メール **HP**ホームページ **主**主催 **関**関係部署 **問**問い合わせ **他**その他
申込み方法 担当部署の前に**申込**とある場合は、電話、FAX、メールなどで申し込みができます。市外局番がないものは全て「0476」です。
市役所への郵便物 記事に指定があるものを除いて、各記事の担当部署へ郵送する場合は「〒286-0292 富里市〇〇〇〇課」で届きます。

お知らせ

稲作農家のみなさんへ 飼料用米で安定収入の確保を

農政課 ☎(93) 4943



食生活の変化や高齢化などにより、米の需要は全国で減少しています。生産量が需要量を上回り在庫量が増えると、米価の下落を招きます。安定した収入を確保し、米の需給改善を図るためにも、飼料用米の栽培に取り組んでみませんか。

経営所得安定対策等交付金

農政課 ☎(93) 4943

国では、農業経営の安定と国内生産力の向上などを目的として、飼料用米、麦、大豆などの生産者を支援しています。

※販売目的で生産することや認定農業者であることの条件があります。

期 7月1日（月）まで

有害鳥獣の捕獲を実施

農政課 ☎(93) 4944

農作物に被害を与える有害鳥獣の捕獲を、獣類は箱罠で、鳥類は銃器で行います。詳細は、対象地域への回覧でお知らせします。

期 捕獲期間

獣類 4月1日（月）～
平成32年3月31日（火）

鳥類 4月1日（月）～
11月14日（木）

古紙の拠点回収

環境課 ☎(93) 4946

場所と日時を決めて行う、古紙回収を実施します。

日 4月28日（日）雨天決行
9:00～11:30
13:00～15:00

場 中部ふれあいセンター駐車場

※地域の資源回収は今までどおり行いますので、ご利用ください。

内 回収できる紙類と出し方は、次のとおりです。事業ごみやその他のごみは回収できませんので、注意してください。

●新聞（チラシ含む）雑誌、段ボール、アザーペーパー（紙封筒、トイレットペーパー、ラップフィルムの芯、名刺）
→種類ごとに紐で束ねる

●飲料用紙パック
→水洗い後、切り開いて乾かし、紐で束ねる

●パッケージペーパー（お菓子箱、紙袋など）
→紙袋に入れるか、紐で束ねる

資源回収運動に参加しましょう

環境課 ☎(93) 4946

資源回収運動とは

皆さんが一定の日時や場所を決めて、リサイクルできる資源物を持ち寄り、直接業者に回収してもらう運動です。ごみを分別し、資源回収に出すことで、資源をリサイクルできるほか、ごみ処理経費の削減にもつながります。

資源物

○新聞 ○雑誌 ○段ボール ○衣類
○飲料用紙パック ○アルミ缶 など

利用方法

資源回収運動を利用するときは、環境課で最寄りの資源回収団体を紹介します。

AEDを貸し出します

消防総務課 ☎(92) 1314

市消防本部では、自動体外式除細動器（AED）貸出事業を実施しています。申し込み方法など、詳しくは市公式ホームページで確認するか、問い合わせてください。

※市民が参加する行事などを主催する団体

外国人支援窓口 開設日の変更

企画課 ☎(93) 1118

相談窓口の効率的な運営を図るため、4月1日（月）から、次のとおり開設日を変更します。

【変更前】

毎週月曜日、金曜日、第2・4水曜日
9:00～12:00

【変更後】

毎週月曜日、金曜日
9:00～12:00

富里市ボランティア ポイント制度

高齢者福祉課 ☎(93) 4981

住み慣れた地域でボランティア活動に参加することで、自身の健康増進と介護予防を図るとともに、生きがいを見つけ地域コミュニティの輪を広げていくことを目的としています。受け入れ施設でボランティア活動をしたときに、交付金（上限5千円）に換算可能なポイントを得ることが出来ます。

説明会日時・場所

日 4月26日（金）
13:30～

場 福祉センター2階視聴覚室

※市内在住の65歳以上

市食品衛生組合 平成31年度検便容器配布

市食品衛生組合 岩井
☎(92) 0828

日 4月23日（火）、24日（水）
9:00～16:00

場 ○市役所分庁舎1階会議室
○北部コミュニティセンター1階第1会議室

費 検便料（〇ー157）

○組合員 800円
○非組合員 1,600円

水質検査（11項目）

○組合員 7,500円
○非組合員 9,720円

市民活動総合補償制度

市民活動推進課 ☎(93)1117

市民の皆さんが、安心してボランティア活動や市民活動ができるよう、市が保険料を負担し、活動中のけがや損害賠償を補償する制度があります。

内 傷害補償、損害賠償補償

対 ○ボランティアセンターに登録した個人
○区・自治会などで活動を行う人、市民活動に参加した人

費 市が全額負担するため、支払いは必要ありません。

申 申し込みや登録などは不要です。

天皇陛下即位10連休における 成田赤十字病院の診療体制

（成田赤十字病院） 🔍

4月30日（火）と5月2日（木）は開院
4月27日（土）～5月6日（月・振休）の10連休中、4月30日（火）と5月2日（木）の2日間開院いたします。

※一部の診療科は休診となる場合があります。救急は、通常通り365日体制となります。

広報とみさとでは、有料広告を募集しています。お気軽に問い合わせてください。

「広報とみさと」に広告をのせてみませんか？ 詳しくは問い合わせてください

〔 問 合 わ せ 先 〕 秘書広報課秘書広報班 ☎(93) 1112

有料広告
スペース

有料広告
スペース

有料広告
スペース

有料広告
スペース

〔問い合わせ先〕 秘書広報課秘書広報班 ☎(93) 1112